

令和4年1月20日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

**愛知県まん延防止等重点措置の発出を受け
公共施設の利用時間短縮等措置を実施します。**

豊川市では、愛知県まん延防止等重点措置の発出を受け、公共施設の利用時間等について1月21日より下記のとおり変更します。

記

1 利用時間

通常時午後9時以降の利用が可能である施設について、午後9時まで。

2 利用者の上限（変更なし）

収容定員に対して50%以下

（ただし、大声での歓声、声援等の無いことを前提とする場合は100%まで利用可。）

3 飲食を伴う行事等

不可（ただし、個人で用意する水分の補給を除く。）

4 期間

令和4年1月21日（金）から令和4年2月13日（日）まで

※ 各施設の状況、利用条件、イベントの中止等は、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/singatacorona/event/index.html>



【お問合せ先】

（施設利用制限等に関すること）

豊川市役所 市民部文化振興課 坂田 宮嶋

TEL:0533-84-8411 Eメール：bunka@city.toyokawa.lg.jp

（広報・ホームページに関すること）

豊川市役所 秘書課 中村 杉本

TEL:0533-89-2121 Eメール：info@city.toyokawa.lg.jp

※ 詳しくは、各担当課等にお問い合わせください。